

韓国農協中央会の金融・経済分離について

主席研究員 藤野信之

目次

はじめに

1 今回の農協法改正の主要内容

(1) 改正内容

(2) 改正に至る経緯等

2 韓国農協の概要と沿革

3 韓国の農協経済事業の特徴

4 韓国の農協金融事業の特徴

おわりに

〔要 旨〕

- 1 日韓の農業は、専業農家比率の高低を除くと大変よく似ている。農協系統組織も、全国段階の韓国農協中央会が各事業を兼営していることを除くと近似性が高い。この中央会の各事業兼営（信用、共済、経済等）体制に対しては、90年代から改革の必要性が提起されてきた。その実質的な理由は、中央会長が政財界で持つ大きすぎる力と、信用事業に傾斜した資産配分に対する批判等である。
- 2 こうしたなかで、政府は09年に、中央会の金融と経済部門の分離を柱とする農協改革法案を国会に提出して、11年3月に可決され、来る12年3月2日から施行される。
- 3 改正法施行により、中央会の下に2つの持株会社を置く体制へと移行する。持株会社は、①銀行、保険等を中心とする農協金融持株会社（金融部門）と、②農畜産物の流通、販売等を中心とする農協経済持株会社（経済部門）となる。
しかしながら、教育支援事業といわゆる日本の系統信用事業の全国連機能（農林中金）に相当する「相互金融業務」は、引き続き中央会本体が遂行する。
- 4 経済事業に関しては、農産物販売活性化が義務付けられる等の経済事業の強化が志向されており、施行後3年以内に販売・流通関連事業が移管され、施行3年後から2年以内に、移管された事業を評価した上で残りの経済事業が、中央会から持株会社に移管される。
- 5 しかしながら、経済部門の赤字は、農協米穀販売事業を支援する中央会の購買事業（ハナロ・クラブ等での高値仕入）等によるものと考えられ、一般経営論的な効率化等では解消できないものと想定される。改めて韓国農協系統経済事業のあり様、ビジネスモデルの見直しが避けて通れないものであり、今後の事業構造改編準備委員会や経済事業活性化委員会等での議論とその方向が注目される。

はじめに

近くて遠い国と呼ばれる隣国韓国は、近年ワールドカップの日韓共同開催（2002年）に始まり、韓国ドラマ「冬のソナタ」の大ブレイクも相俟って、急速にスポーツ、文化面でも日本との距離を縮めている。

もともと貿易等においてはパイプの太い日韓両国だが、WTO交渉においても、共に食料純輸入国グループ（G10）の一員として協調対応してきた。FTA（自由貿易協定）では、2003年12月の交渉開始以降、04年11月を最後に交渉が中断しているが、再開に向けた努力が続けられている。

日韓の農業は、専業農家比率の高低を除くと大変よく似ている。農協系統組織も、全国段階の韓国農協中央会（以下「中央会」という）が各事業を兼営していることを除くと近似性が高い。この中央会の各事業兼営（信用、共済、経済等）体制に対しては、90年代から改革の必要性が提起されてきた。その実質的な理由は、中央会長が政財界で持つ大きすぎる力と、信用事業に傾斜した資産配分に対する批判等である。

こうしたなかで、政府は09年に、中央会の金融と経済部門の分離を柱とする農協改革法案を国会に提出し、長期間の審議の後、11年3月に可決・成立をみた。

そこで、本稿では中央会の金融・経済分離について、その内容を概観してみることとしたい（以下、信用、共済を含めて「金融」という）。

1 今回の農協法改正の 主要内容

(1) 改正内容

韓国国会は11年3月11日に、農協中央会事業の構造改編（金融部門と経済部門のそれぞれの分離独立）を骨子とした農協法一部改正案（以下「改正法」という）を可決した。改正法は12年3月2日から施行される。中央会には、会長、農業経済代表理事、畜産経済代表理事、相互金融代表理事、専務理事が置かれる。

改正法施行により、今後、中央会の下に2つの持株会社を置く体制へと移行する。持株会社は、①銀行、保険等を中心とする農協金融持株会社（金融部門）と、②農畜産物の流通、販売等を中心とする農協経済持株会社（経済部門）となる。これにとともに、中央会では、独立会計を設置して会計と損益を区分管理しなければならなくなるとともに、独立した資本勘定を設置できることとなる。なお、持株会社化は、商法の「会社の分割」規定に則って行われる。

さらに、中央会の金融業務を分離して、「農協銀行」と、生命保険、損害保険を営む「農協生命保険」^(注1)、「農協損害保険」を各々設立する。しかしながら、教育支援事業といわゆる日本の系統信用事業の全国連機能（農林中金）に相当する「相互金融業務」は、引き続き中央会本体が遂行する。分離される金融業務は、あくまでも「中央会が行うプロパー銀行業務」（合併前の農業銀行から

市・郡組合経由（統合）で引き継いだ一般銀行業務」と、保険業務等に限られる。相互金融は、農協からの預け金を有価証券や融資により運用するもので、JAバンク中央本部機能（相互支援制度、全体戦略の策定・推進）に相当する機能も含まれ、相互金融特別会計のもとに実施されている（第1図）。

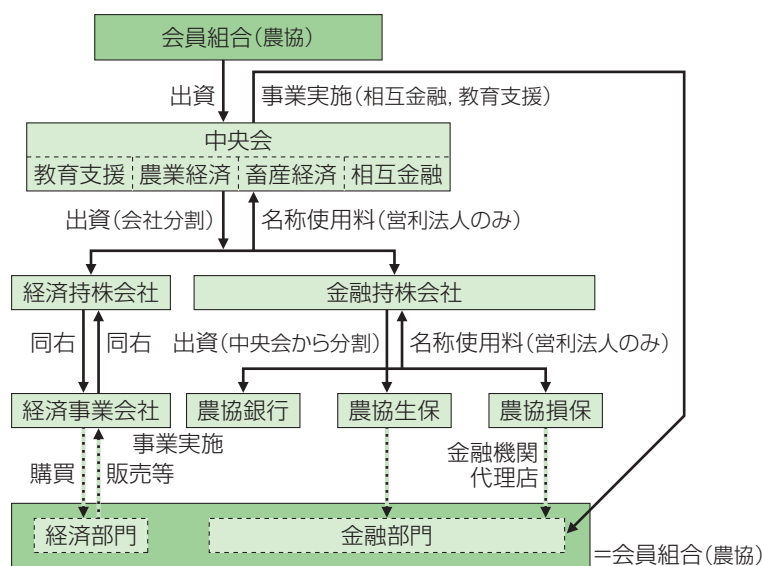
経済事業に関しては、農産物販売活性化が義務付けられる等の経済事業の強化が志向されており、施行後3年以内に販売・流通関連事業が移管

され、施行3年後から2年以内に、移管された事業を評価した上で残りの経済事業（購買事業等）が、中央会から持株会社に移管される。

中央会は農業、学会、中央会、組合、関係中央行政機関等による事業構造改編準備委員会を設ける義務があり（26名で構成され4月26日設置済み）、委員会の審議に応じて事業分離を進める。

会員農協から見ると、経済事業は「経済事業会社」と会員農協の「経済部門」が、金融事業は、中央会（相互金融部門）および「金融事業会社（保険会社）」と会員農協の「金融部門」が実務を担う。相互金融業務は、中央会に独立部署として設置される相互金融部門との間でプロパー業務として行われ、保険については「農協生保」「農協損保」の金融機関代理店として業務を行

第1図 韓国農協中央会の信用・経済分離後の組織・事業体系



資料 農協法一部改正案から作成
 (注)1 単純化のため、経済事業会社は1社、金融事業会社は3社で表現している。
 2 会員組合(農協)の金融部門は信用事業はプロパー業務として、共済事業は、農協生保、農協損保の金融機関代理店として機能する。
 3 会員組合は農協銀行との間でも預金・借入ができるが、図中では省略した。

うこととなる。

一方、分離される経済、金融業務は、「農協」あるいは「NH」の名称使用料を中央会に納めることとなる（営利法人のみ）。名称の使用料は、売上高か営業収益の2.5%を上限とし（賦課率は总会決定）、中央会は、この収益を教育・支援事業の原資とする（名称使用料も区分経理が必要）。

(注1) 厳密には、金融持株会社の傘下には、NH銀行、NH生命、NH火災、NHカード、NH投資証券、NH投資先物、NHキャピタル、その他の子会社が入り、経済持株会社の傘下には、農協流通、南海化学、農協物流、農協飼料、農協牧牛村、その他の新設会社が入る。

(2) 改正に至る経緯等

これまでの経緯を見ると、ガット・ウルグアイラウンド等の農産物市場開放による農家経済の停滞や、産地・消費地双方での大型流通業者の市場支配力増大という環境

変化の中で、90年代中盤から中央会の改編によって透明性・効率性を高めるべきとの議論が提起されてきた。そして、94年には中央会の金融・経済分離問題が台頭した。

95年には、前年の農協法改正も受け、中央会の経済、金融事業の独立事業部制が実施された。99年8月には、協同組合改革委員会での議論の後に金融・経済分離の妥当性を検討することを明示した農協法改正が行われた。2000年9月には（人參中央会との）統合農協法によって、「金融・経済分離推進協議会」が設置・運営されることとなった。そして、04年12月には、金融・経済分離計画推進のための農協法の改正が行われ、農協自らが金融・経済分離計画を提示することを求める法改正が行われた。06年1月からは「農協中央会信経分離推進委員会」が設置・運営され、その後、07年4月には、政府が中央会の事業分離案を確定したが、金融・経済分離による事業再編に必要な財源をどうするかなどの課題が残されていた。そして最終的に09年12月には今回の改正案が国会提出された。

改正法では、政府は関係機関協議会を組織して中央会の自己資本調達計画、資本支援計画書（但し、内容は中央会の自律性を侵害しないもの）を作成して、2012年予算案提出前に、国会所管委員会の審議を受けることとされている。

なお、中央会は会員利用に支障がない範囲で、非会員に事業を利用させることができることとなっている。

2 韓国農協の概要と沿革

韓国の農協は、日本の総合農協にあたる地域農協がベースとなり、これに地域畜産農協、品目別農協（各農産物、畜産物、朝鮮人參）が加わった合計1,181農協（09年12月現在）と、それらを統括する韓国農協中央会による2段階組織となっている（第1表）。

一方、中央会の組織は、指導事業、経済事業、金融事業が兼営されており、本会の下に地域本部、市・郡支部、支店・出張所（支店・出張所はプロパー銀行業のみを営む金融専門店舗）が連なる4段階組織になっている（第2図）。

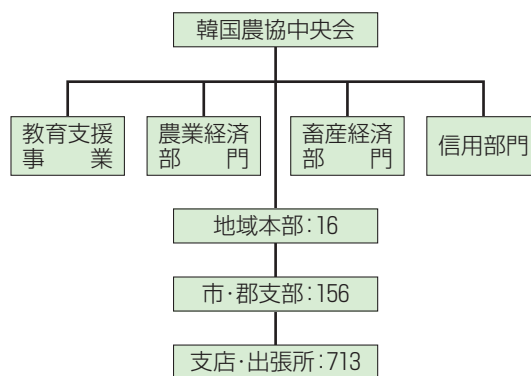
韓国における近代的な農協の成立を紐解くと、まず初め1956年に株式会社としての

第1表 韓国の農協組織

		(単位 組合)
地域農協	地域農協	981
	地域畜協	118
地域組合		1,099
品目組合		82
農協計		1,181

資料 韓国農協中央会「Annual Report2009」

第2図 韓国農協中央会の組織



資料 第1表と同じ

農業銀行が設立され、57年に農業協同組合法が成立して58年に供給と販売事業を行う農協が設立された。しかし、農業銀行は保守的で利益志向が強く、一方の(旧)農協は経済事業を拡張する財務基盤が無く、それぞれの機能発揮は十分ではなかった。

朴軍事クーデター後の61年に、政府は(旧)農協と農業銀行の職員・設備を基に韓国農協中央会を組織し、今日の総合農協の礎が発足した。この時点の農協組織は、里・洞(村)協同組合－市・郡組合(農銀の地方の金融業務を統合)－中央会の3段階であった。69年には、里・洞組合でも金融業務が開始され、相互金融が導入された。

その後、81年には市・郡組合を廃止して中央会に統合し、組合－中央会の2段階組織に改編した。

95年には、前年の農協法改正も受け、中央会の経済、金融事業の独立事業部制が実施された(第2表)。

第2表 韓国農協の沿革

1961年	(旧)農協と農業銀行が合併し、総合農協誕生(里・洞組合－市・郡組合－中央会の3段階制)
1969	組合相互金融導入
1981	市・郡組合を廃止(組合－中央会の2段階に改編)
1994	農協法改正(中央会の銀行部門分離制限)
1995	中央会の経済、金融の独立事業部制実施
2000	中央会が畜協中央会、人参中央会と統合

資料 第1表に同じ。他に韓国農協中央会ホームページ

3 韓国の農協経済事業の特徴

韓国農協の販売事業取扱高は18兆ウォン

(シェア50%弱)、購買事業取扱高は4.6兆ウォン(肥料1.6兆ウォン(同90%強)、農薬0.6兆ウォン(同50%強)、生活資材2.4兆ウォン、09年中央会、シェアは農協経済研究所調べ。10ウォン≒1円)となっている。

韓国における農協経済事業の特徴は、一言でいえば、日本の農協系統に見られるような共同販売がほとんど行われず、事業の大宗が農協単独(農協買取直販)で行われることである。このため、農協にはマーケティング担当がおり、その能力によって販売力が決まる側面もある。農協単位でテレビ・コマーシャルを行ったり、農家自身が独自ブランドを持つことすらある^(注2)。

これは米穀事業においても同様であり、ことに価格面では市場価格よりも高めの価格で農協のRPC(Rice Processing Complex=産地米穀総合処理場、日本のライスセンターに相当)において組合員からの買取仕入れを行い、米卸のみならず消費地の量販店に対してまで販売を行う。

農協の米買取価格は長期的な上昇・高止まり傾向にある一方で消費者販売価格は低下傾向にあること、また農協RPCの買取価格は民間RPCの買取価格よりも高いことから、農協米穀事業は赤字傾向にある。また、農協は買取仕入れ米をまず第一に仕入れ価格の高い中央会系列の量販店(ハナロ・クラブ等)に販売することから、中央会の米穀事業も同様に赤字傾向にある。こうしたことは、中央会系列の量販店の販売不振、経営悪化にも影響している^(注3)。

中央会の部門別営業損益の状況を見る

と、経済事業部門（経済および畜産経済）は常に赤字で、営業利益合計を減殺している（第3表）。

こうしたことから、韓国の農協においては以前から委託販売方式が志向されてきたが、日々の販売価格に鋭敏で、

即効性を好む農家には受け入れられてきていない。韓国の農協系統では、日本の共同販売、共同計算が目標になっているのが注目される。

また、李明博政権は、韓国における農家数の減少、農業者の高齢化、農業所得の低下による専業農家の減少（もともとは韓国では専業農家比率が高い）といった現状のなかで「市・郡単位流通会社」制度を推進し、農協系統は農協間の「連合流通事業体」方式で対抗している状況にある。農協の区域を越えた流通単位の必要性は、広域化した産地ブランドへの対応等によるもので、政治的な要因でなかなか進まない農協合併を、流通機能面で補完する動きが顕在化しつつある。

なお、改正法では、第57条の2において「農産物販売活性化」を規定し、第2項で「地域農協は、中央会等に農産物の販売委託を要請できる」としている。また、付則第5条において「経済事業活性化計画樹立・推進」について規定し、第2項で「政府、協同組合関係者、農業団体代表、学会専門家等による経済事業活性化委員会を置く」いて、計画樹立に必要な意見収集と、計画の

第3表 中央会 部門別営業損益の推移

(単位 10億ウォン)

	信用	経済	畜産経済	共済	相互金融	作物共済	合計
2002年	1,683	△31	△7	36	128	△1	1,177
03	1,152	△27	△19	69	97	△30	757
04	1,567	△53	△26	22	28	3	1,077
05	1,684	△64	△19	171	△8	9	1,295
06	1,779	△87	△27	125	89	8	1,366
07	2,169	△59	△33	136	91	1	1,782
08	891	△26	△17	101	△158	6	292
09	806	△2	△5	226	139	1	739

資料 韓国農協中央会「Annual Report」各年度

(注) 各部門の総計と「合計」の差は、内部取引の控除(加算)分。

履行状況点検・評価を行うよう規定しており、委員会は4月26日に設立された。

(注2) 筆者2009.5, 韓国京畿道S農協APC(産地流通センター)、忠清北道C農協RPCヒアリング他。

(注3) 筆者2011.1, 金成燁氏(山形大学農学部)ヒアリング他。

4 韓国の農協金融事業の特徴

韓国における農協金融事業の特徴は、まず第1に前記のとおり、中央会が合併前の農業銀行から市・郡組合経由(統合)で引き継いだプロパー銀行業務を自会の713もの支店・出張所で農協と競合しつつ営んでいることである。中央会の銀行勘定を見ると、預金量は124兆ウォンに達している(第4表)。

相互金融業務は、中央会の本会および16の地域本部、156の市・郡支部を通じて、会

第4表 中央会 銀行勘定負債構成

(単位 10億ウォン)

	2008年	09
預金	123,495	124,082
借入金	20,684	16,705
その他	32,185	33,887
合計	176,364	174,674

資料 韓国農協中央会「Annual Report2009」

第5表 相互金融事業規模

(単位 10億ウォン)

	2008年	09
相互金融預金	158,045	178,073
// 貸出金	123,044	127,990
(相互金融事業負債)	(43,321)	(52,028)

資料 韓国農協中央会「Annual Report2009」

(注) 中央会のB/Sには「預金-貸出」の純負債額と、見合
いの運用資産額が特別勘定として計上されている。

員組合・組合員等との間で実施されるが、その事業規模を見ると、相互金融預金が178兆ウォン、相互金融貸出金が128兆ウォンに達する(第5表)。ただし、中央会本体の業務としては、この預貸差額に相当する約52兆ウォンが預金(負債)として受け入れられて資産運用される。

これらを合算すると預金量は176兆ウォンとなり、韓国有数の民間金融機関となる。

これは、中央会長が政財界で持つ力の源泉ともなっている。

外部格付機関による信用格付けは、サブプライム・ローンに端を発した世界同時金融危機も乗り越えて、ムーディーズで長期債務A2、短期債務P1、S&Pで長期A、短期A1と高い。また、BISの自己資本比率も15.62%と厚くなっている。

おわりに

今回の中央会の金融・経済部門の分離は、一義的には、強すぎる中央会長の力の減殺のためのものであり、二義的には赤字の続く中央会経済部門改善促進のためのものといえよう。

しかしながら、経済部門の赤字は、農協米穀販売事業を支援する中央会の購買事業(ハナロ・クラブ等での高値仕入)等によるものと考えられ、一般経営論的な効率化等では解消できないものと想定される。改めて韓国農協系統経済事業のあり様、ビジネスモデルの見直しが避けて通れないものであり、今後の事業構造改編準備委員会や経済事業活性化委員会等での議論とその方向が注目される。

一方で、当初政府側が志向していた「相互金融部門の独立法人化」は見送られ、いわゆる日本の系統信用事業の全国連機能(農林中金)に相当する相互金融業務は、現行通り中央会の本来業務として存続することとなった。相互金融業務と、持株会社化によって分離されるプロパー銀行業務とはより一層競合的な環境に置かれるともいえ、来2012年3月からの実施局面での業務展開が注目されよう。

【参考文献】

- ・(韓国) 農業協同組合法(一部改正2011.3.31, 法律第10522号, 施行2012.3.2) [韓国語]
- ・藤原夏人(2011)「【韓国】農業協同組合法の改正」国会図書館, 「外国の立法」4月
- ・金哲洙(2010)「農協中央会改編へ 2月国会に改正法案 信用・経済を分離/韓国」1月10日付日本農業新聞
- ・National Agricultural Cooperative Federation (韓国農協中央会), "NACF Annual Report", 2002-2009

(ふじの のぶゆき)